

諮問日：平成30年10月30日（平成30年度（情）諮問第20号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（情）答申第3号）

件名：東京高等裁判所における長官等と特定の裁判官との会話に関する文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年9月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否を答えることが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報を開示することとなるのか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の日時において東京高等裁判所長官等と特定の東京高等裁判所判事が会話をしたという個人に関する情報が公となり、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、東京高等裁判所長官等が東京高等裁判所に所属する裁判官と会話する目的は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに行われるとはいえないものの、その会話の内容次第では人事管理に関するものとなり得

る性質を有するものである。本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の東京高等裁判所判事に対する人事管理上の指導方法及びその時期等について明らかとなる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月22日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件の開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の日時において東京高等裁判所長官等と特定の東京高等裁判所判事が会話をしたという個人に関する情報が公になると認められる。

また、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官に対する人事管理上の指導方法及びその時期等について明らかとなる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。本件開示申出文書が特定の日に東京高等裁判所長官、東京高等裁判所事務局長及び特定の東京高等裁判所判事の間で行われた会話に関する文書であることを踏まえれば、本件の開示申出に係る会話は人事管理に関する内容となり得るものといえ、本件開示申出文書の存否を明らかにすると公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにより、法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

- 2 以上のおりであるから，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

東京高等裁判所長官，東京高等裁判所事務局長及び特定の東京高等裁判所判事の間で特定の日時に行われた会話に関する以下の文書

- 1 会話の録音データを反訳した文書
- 2 録音反訳のために外部業者に支払った費用が分かる文書